

## 平成 23 年度 水質検査計画

### 水質検査計画とは？

玉東町では、安全でおいしい水をお届けするために、定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理おこなっています。

この水質検査をどのように行うかを、広く知っていただくため、検査する場所・項目・頻度などについて記したものが水質検査計画です。

### 水質検査の基本方針

安全でおいしい水をお届けするための水質検査を行うことを基本方針とし、以下の方法により水質検査を行います。

#### (1) 検査項目及び検査頻度

##### ① 毎日検査

1日2回、地区内の給水栓において色、濁り、残留塩素の検査を行います。

##### ② 毎月検査

1ヶ月に1回、給水栓において水質変化の指標となる9項目について検査を行います。

##### ③ 精密検査（水質基準項目）

3ヶ月に1回、給水栓において水質基準項目（21項目+ $\alpha$ ）について水質検査を行います。

また、過去の検査結果値が基準値の5分の1を超えた項目で必要とされる場合は追加して実施します。

年1回検査…水質基準項目全てについて水質確認のため実施します。

##### ④ 原水検査

6月に39項目の水質検査を行います。また検査基準の強化のため指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）を追加検査（年4回）します。

#### (2) 検査採取地点

	北部地区	南部地区	中部地区	二俣地区
原水	第1水源 第2水源	第1水源 第2水源	水源	水源
浄水	玉東町役場 給水栓	東山公民館 給水栓	中央公民館 給水栓	八の久保コミュニティーセンター 給水栓

※原水とは地下水のことで、浄水とは消毒後に水道水として利用されているものです。

### (3) 検査項目

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
項目	9	9	50 (浄水) 39 (原水)	9	9	21 + $\alpha$	9	9	21 + $\alpha$	9	9	21 + $\alpha$

### (4) 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化がありその変化に対応した浄水処理を行うことができずに、給水栓の水で水質基準値を越えるおそれのある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど、水質が著しく変化したとき
- ② 臭気等に著しい変化が生じるなど異常があったとき
- ③ その他必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

### (5) 水質検査の方法とその委託する内容

厚生労働省が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法、「定めのない項目は上水道試験方法（日本水道協会）」等によって実施します。

毎日検査 管理人、職員が行います。

定期検査 採水・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条登録機関に委託します。委託先は精度と信頼性を考慮し、①全50項目を自社分析できる検査機関、②臨時検査では少なくとも3日で検査結果が出せる検査体制が整備されている検査機関を選定します。

### (6) 水質検査において留意すべき事項

- ① 浄水の水質検査結果をもとに、水質の安全性を判定し、評価を行います。原水に関しても、同様の評価を行い、水質管理の指標とします。
- ② 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮し、毎年度、見直しを実施します。
- ③ 計画外項目については、必要があれば臨時の水質検査として取り入れていきます。

### (7) 関係者との連絡体制

水質管理を万全に行うため下記の通り連携を取っていきます。

#### 1) 県、市町との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などが発生した場合有明保健所や県の関係部所と連携を取り対応します。

また、近隣の市町とも連携を取ります。

2) 水質検査機関との連携

緊急に水質検査が必要となった場合は、社団法人熊本県薬剤師会が対応します。

※ 過去の水質検査結果や水質検査項目については、玉東町役場 建設課にて閲覧できます。閲覧の際は建設課水道係まで事前にお問い合わせください。